

お客様各位

ばんせい山丸証券株式会社

MF オープン（愛称：スペードの A）
税制問題解決のためのスキームの一部変更の実施について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は MF オープン(愛称：スペードの A)に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記ファンドにつきましては、下記の税制に関する問題点を解決するために、スキームの一部変更の実施を予定しております。

■税制の問題点

該当箇所	書面記載内容	現スキームの実際の税制内容
契約締結前交付書面 20 ページ 20. 租税公課 4)	合同運用金銭信託は、所得税法 13 条 1 項但書きに規定される信託であるため、匿名組合の財務諸表等にその旨を登載する等の要件を満たすことにより、当該匿名組合の収益に対する源泉徴収義務は適用外となります。したがって、本ファンドにおける収益は、匿名組合段階では課税されず、上記 2) 3) (締結時は 1) 2)) としてまとめて徴収（分離課税）されます。	合同運用金銭信託は、所得税法 13 条 3 項 1 号に規定される集団投資信託であるため、匿名組合契約の権利に係る利益に対して納付した所得税の額は、当該集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除されます。尚、当該控除すべき所得税の額は、当該集団投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算されます。
契約締結時交付書面 7 ページ 2. 課税上の取扱い 3)		

書面記載の税制は年金等信託に関するものであり、記載を誤っておりましたことをお詫び申し上げます。本ファンドは税法上、集団投資信託に該当し、現スキームでは、匿名組合契約による収益の支払時の税率（20%所得税）と、合同運用金銭信託の受益者分配時の税率（15%所得税、5%地方税）というように異なるため、税額と納税先にズレが発生してしまい、納税者である受益者の本来の納税額（15%所得税、5%地方税）と異なる結果になる可能性があります。今回のスキームの一部変更につきましては、この点を解決するものであり、具体的には次の措置を取ることといたします。

■スキームの一部変更内容： 信託の出資先である匿名組合の営業者をケイマンの SPC に変更する。

	変更後	変更前
商号等	BY INVESTMENT LTD (予定)	合同会社ビーワイ・インベストメント
所在地	英国領ケイマン諸島 (予定)	東京都渋谷区広尾五丁目 2 2 番 3 号
代表者	角田 博昭	一般社団法人ビーワイホールディング 職務執行者 角田 博昭

※なお、当該変更にかかる費用（ケイマン SPC の設立費用等）については、ファンド負担になりません（以後の維持費用については、契約締結前交付書面等に記載のファンドの維持費用の中に組み込まれます）。

以上により、ファンドの枠組みを維持しながら、税制の問題点を解決できるものと考えております。詳しくは裏面の「MF オープン（「スペードの A」）～税制問題解決のためのスキームの一部変更について～」をご参照ください。また、当該スキーム変更により、別紙「新旧対照表」のとおり書面変更を予定しております(なお、追って正式な新旧対照表を配布させていただきます。)ので、ご参照ください。

なお、信託約款を含む当該変更は本通知の 1 ヶ月後の平成 22 年 2 月 26 日以降速やかに実施いたします。当該変更にかかるご質問等につきましては、下記のお問合せ先までお願い申し上げます。

■当該スキーム変更に関するお問合せ先

ばんせい山丸証券株式会社 本社 お客様センター フリーダイヤル 0120-346-543
もしくは担当の営業員までお願いいたします。

今後とも MF オープン(愛称：スペードの A)をお引き立ていただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

MFオープン（「スパードのA」）～税制問題解決のためのスキームの一部変更について～

1. 問題点

匿名組合の営業者（合同会社ビーワイ・インベストメント）は、年金基金等にかかる信託以外については源泉徴収しなければならないことが判明しました。これにより、現在のスキームのままでは、当初予定していた租税公課ではなく、受益者は右図1のように、本来の信託税制上の税率による納税額よりも5%分を超過して国に納付しなければなりません。さらに、税法上還付規定がないため、還付される可能性は非常に低いと予想されます。

■現状の税制

合同運用金銭信託の税制は、納税済みの税金を、支払うべき納税額（納税済み税額を戻して再計算されます）から控除することにより2重課税を回避する方式となっています。

2. スキームの一部変更について

上記の問題点を解決するために、営業者を英国領ケイマン諸島のSPCに変更し、匿名組合収益の源泉徴収問題そのものを無くす形で解決することとしました。なお、営業者の変更は、営業者の地位の譲渡という形で（匿名組合員の同意により）行なわれ、匿名組合契約及び当該組合財産並びに関係者との契約関係等、現在の匿名組合型商品ファンド部分の枠組みはそのまま引き継がれます。

3. 変更後の租税公課

匿名組合の営業者であるケイマンSPCは、匿名組合の収益金をSG信託銀行へ直接送金します。その場合、ケイマンSPCには源泉徴収義務が課されず、全額SG信託銀行が受け取ります。SG信託銀行は、その収益の20%（所得税15%・地方税5%）を源泉分離課税により徴収した後、受益者に支払います。したがって、当初予定していた租税公課の内容と同様となります。

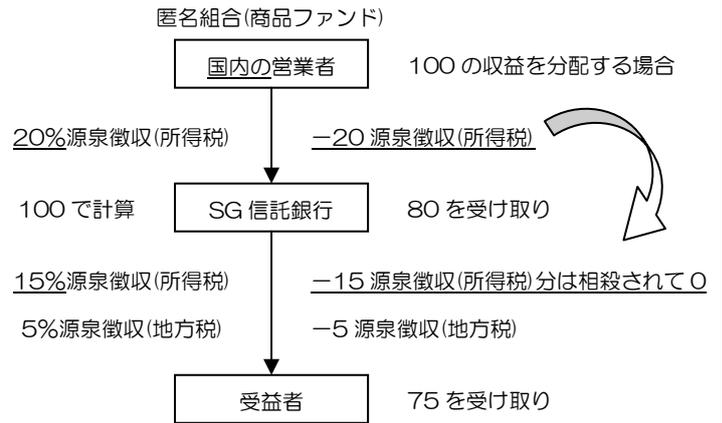
4. 変更によるその他の影響

今回のスキームの一部変更による影響は以下の通りです。

- ・営業者がケイマンSPCに変わります。
- ・ケイマンSPCは、当初一般社団法人が設立します。
- ・ケイマンSPCの株主はチャリタブルトラスト※になります。
- ・ケイマンSPCの役員には、現SPCの職務執行者が就任します。
- ・税制変更のリスクの対象国に、ケイマン諸島が追加されます。
- ・報酬に対する料率が変更されます（図4）。

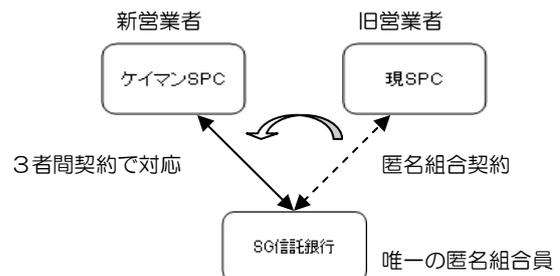
（詳細につきましては別紙「新旧対照表」をご参照ください。）

【図1 現状の納税方法】



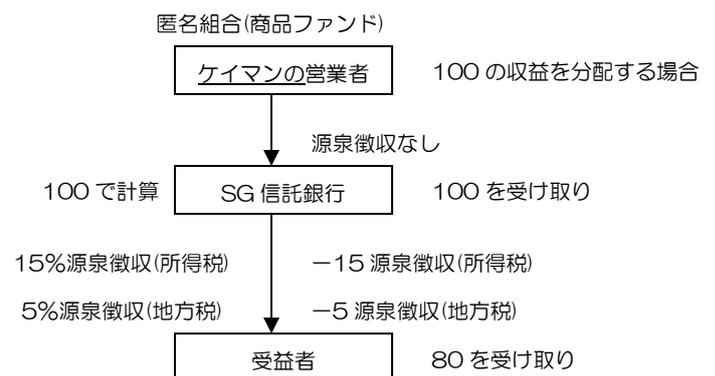
※本来は15%(所得税)・5%(地方税)なので80の受け取りのはず。しかし、税率のズレ5%分が超過分として残ってしまう形。

【図2 営業者の変更】



※営業者の地位の譲渡には匿名組合員の同意が必要

【図3 変更後の納税方法】



【図4 報酬の料率変更内容】

営業者管理報酬	2.1% (税込み)	⇒	2.0%
投資顧問管理報酬	0.525% (税込み)	⇒	0.5%
投資顧問成功報酬	15.75% (税込み)	⇒	15%

※チャリタブルトラスト(慈善信託)とは、ケイマンSPCの全株式を譲り受けると同時に信託宣言を行うことにより、倒産隔離措置を実現する信託のことをいいます。